

## 論 説

## 1935年中国の幣制改革について (2)

—通貨増発の波及効果をめぐって—

佐 野 健 太 郎

- [1] はじめに
- [2] 幣制改革以前の中国の金融と産業
  - 1) 幣制改革以前の中国の金融機関
  - 2) 中国銀行業の発券業務
  - 3) 銀行による錢莊への資金供給
  - 4) 中国の民族産業と「銀恐慌」
  - 5) 金融市場の逼迫と政府の対応……以上第50号
- [3] 幣制改革以降の中国の金融と産業
  - 1) 概観
  - 2) 幣制改革の実施
  - 3) 発行準備管理委員会の活動
    - (1) 上海本会の設立
      - a) 民間銀行発券部門の接收
      - b) 外資系銀行発券部門の接收
    - (2) 分会の設立
    - (3) 中国農民銀行の改組
  - 4) 小括 ……以上本号
  - 5) 幣制改革以降の企業金融
- [4] おわりに

## [3] 幣制改革以降の中国の産業と金融

## 1) 概 観

前号（高知論叢第50号）で確認したように、幣制改革直前の銀兌換制下の中

国経済は、特に1933年にアメリカ政府が銀買い上げ政策を実施して以降、銀価格の高騰→現銀の国外流出→物価下落という状況、つまり深刻な不況下でのデフレーションに見舞われていた。

このような状況下、多くの商店や企業が経営に行き詰まり、救済融資を必要としていた。

しかし、現銀の国外流出に伴う現金通貨供給額の伸び悩みなどにより、上海の短期金融市場金利（拆息）は、1935年7月には19.8%へと高騰した。経営難に陥っていた企業や金融業者は、金利の軽減を政府に要求した。国民政府は、約50行の中小金融機関の銭荘や銀行が倒産し、信用不安が表面化する中で、やっと1935年3月に「民国24年金融公債」2500万元を発行して、銭荘の救済に乗り出した。政府による銭荘救済案が提出されて以降、1935年9月には、上海短期

表1 マネーサプライ指標（1932-37年）

（単位：万元）

	現金通貨	預金通貨	合計(M2)
1932	48782	196613	245395
33	57582	235016	292598
34	65852	266345	332197
35	70207	335352	405559
36	124196	404006	528202
37	163909		

（注） M2の構成要素は以下の通り。

M1 = 現金通貨 + 要求払預金

M2 = M1 + 定期性預金

なお、「預金通貨」には、要求払預金と定期性預金が含まれている。

現金通貨：1932-34年については、〔6〕、853頁。

1935年については、①（商業銀行・省銀行19行の合計発行額2億8310万5000元）と②（1935年10月の中央・中国・交通銀行の発行額4億1896万8000元）の合計額。

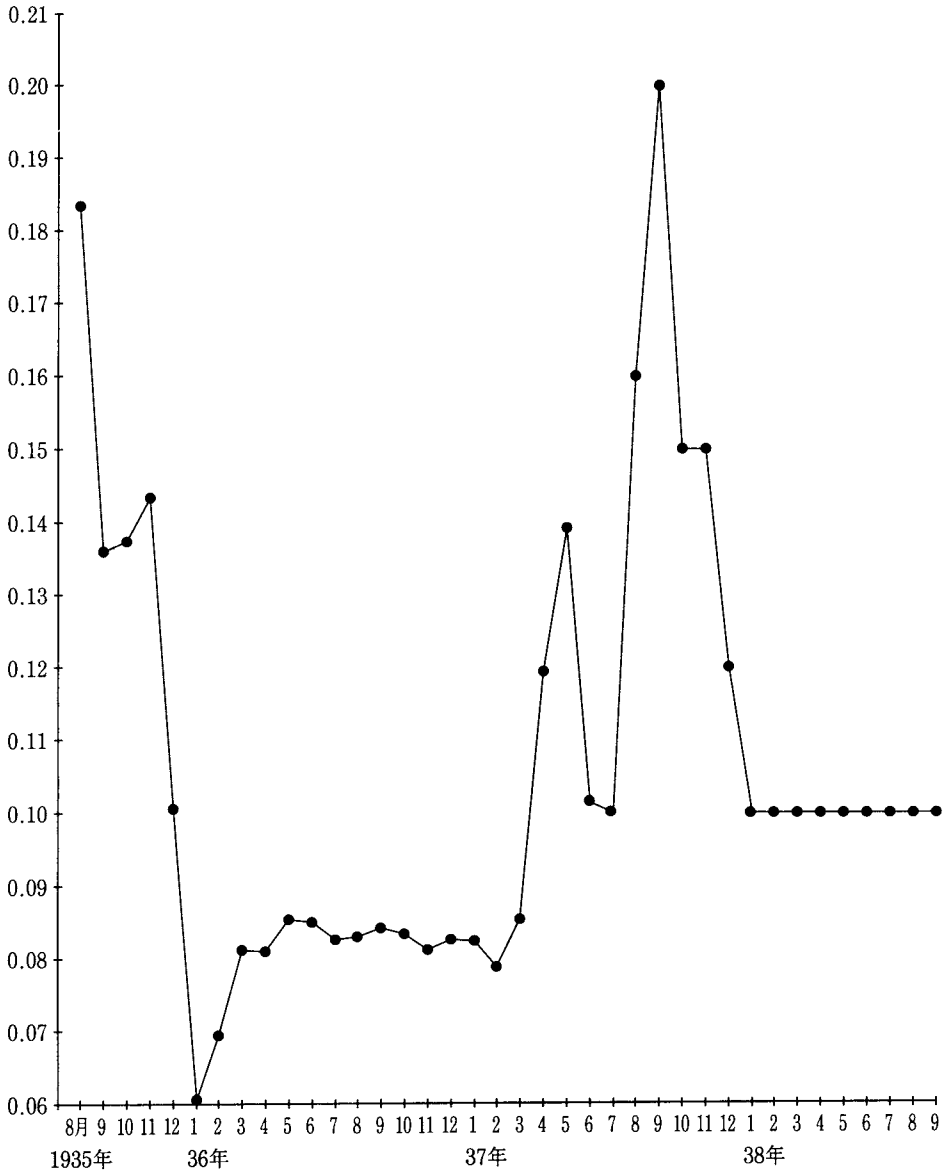
①：〔6〕、230-235頁。

②：〔13〕、89頁。

1936-37年については、〔9〕、211頁。

預金通貨：1932-36年〔7〕、348頁。

表2 上海短期金融市場の利率（拆息，1935年8月-38年9月）



(出所) 1935年8月-1937年6月：久保〔13〕，109頁の表より作成。

1937年7月-1938年9月：「日拆按月最高最低及平均行市統計表」〔19〕，630-631頁より作成。

金融市場金利は13%台まで下落した。しかし国民政府は、短期金利を産業界が要求していた8%台に誘導することはできなかった。

これに対して、幣制改革が実施された1935年11月3日以降、状況は大きく変わっていった。まず、1935年と1936年の現金通貨供給額を比較すると、約5億4000万元増加している(表1)。1934年と1935年の現金通貨供給額を比較した場合に、増加額が約4千400万元であることを念頭に置けば、幣制改革後に巨額の現金通貨の増発が行なわれたことになる(表1)。こうした巨額の現金通貨の増発を受けて、上海の短期金融市場金利は、1936年1・2月には6%台、同年3月から1937年3月まで8%台に下落した(表2)<sup>1)</sup>。短期金利の下落によって、主に民間銀行の企業金融(預金通貨の供給)が増加し、企業の経営状況は徐々に改善されていった(表1)。

このように、幣制改革後の政府系発券銀行(中央・中国・交通・中国農民)は、通貨増発を通じて短期金利の低め誘導が可能になったという意味で、通貨面から中国経済をコントロールすることに成功したと言ってよいように思われる。本号では、政府系発券銀行が通貨面から中国経済をどの程度コントロールできたのかを明らかにするために、幣制改革後、現金通貨・預金通貨の供給がどのようにしておこなわれたのかという観点から検討して行く<sup>2)</sup>。その際、現金通貨の供給については、現銀を回収し「法幣」を供給するために設立された、「法幣発行準備管理委員会」の活動に、預金通貨の供給については、その主要な供給先の一つであった企業金融に、それぞれ着目しつつ検討を加えることとする<sup>3)</sup>。

## 2) 幣制改革の実施

国民政府は、1935年11月3日に「財政部布告」を出して、幣制改革を断行した。以下6条から成る「財政部布告」を見てみよう<sup>4)</sup>。

- 一、 本年(1935年)11月4日から、中央・中国・交通の3銀行が発行する銀行券を法幣(法貨)とする。すべての納税および一切の公私にわたる資金の支払は法幣に限り、銀行の手持ち現金(旧幣)の使用を許さず、

違反者からは手持ち現金を没収し、もって白銀の隠匿を防ぐこととする。もしも手持ちの旧幣を隠匿しようとした者は、ただちに法律で処罰することとする。

- 二、中央・中国・交通の3銀行以外の銀行で、財政部から発行を許可されている銀行の銀行券は、11月3日までの流通額に限り使用を許可するが、財政部は期限を勘案して、漸次旧幣を回収する。法幣の流通総額と同額の法定準備金、未発行の旧銀行券およびすでに回収された旧銀行券は、すべて発行準備管理委員会が保管する。
- 三、法幣準備金の保管およびその発行・回収・兌換に関する事務については、発行準備管理委員会を設置して事務を執行させ、事務の確実を期し、信用を固めることとする。
- 四、すべての銀行・錢莊・銀号・商店、その他の政府および民間の機関あるいは個人が保有している銀本位幣あるいはその他の銀幣、生銀などは、11月4日から発行準備管理委員会あるいは同委員会が指定する銀行で、法幣と交換される。
- 五、旧銀幣単位で行なわれた返済契約については、締約された契約額に従って、返済期限が到来した時に法幣でもって決算し、これを支払うこととする。
- 六、法幣の対外国為替レートを安定させるために、中央・中国・交通の3銀行は、外国為替を無制限に売買する。

国民政府は、この財政部布告を通じて、銀兌換制から離脱し、政府系3銀行に発券業務を集中して旧銀行券・現銀を回収し、法幣を供給するシステム、すなわち中央銀行が金融政策を通じて銀行券の供給を管理する、管理通貨制へ移行する決意を内外に表明した。つまり国民政府は、中央・中国・交通の政府系3銀行に発券業務を集中することによって通貨の増発を行ない、積極的に経済過程に介入することによって、デフレーションを解決しようとしていた。しかし前号でも述べたように、当時の中国では、多数の商業銀行・地方省銀行・官銀号・外国系銀行などが中国各地で銀行券を発行していた。表3に見られるよ

表3 法幣発行前の紙幣流通状況（1935年8月）

種類	流通領域	発行銀行	発行額
滬鈔	上海市	中央, 中国, 交通 中国通商, 四明, 中南 中国実業, 中国墾業 浙江興業, 中国農工 中国農民, 農商	約3億元
津鈔	天津市	中央, 中国, 交通 浙江興業, 河北省 北洋保商, 四行準備庫 大中, 天津辺業, 中国実業, 中国農工	約5000万元
漢鈔	湖北省 漢口	中国通商, 浙江興業 農商, 交通, 中国実業 中国農工, 四行準備庫 二行準備庫（河北省銀行と 中国農民の合併）	約1300万元
渝鈔	四川省	中国, 四川地方, 重慶 重慶市民, 川康, 樂山商会	不明
晋鈔	山西省	山西省, 綏西墾業 晋綏地方鐵路銀号	約600万元
粵鈔	広東省	広東省, 広州市立 香港上海 チャータード マーカントイル	約4150万元 約1億5千万香港ドル
	雲南省 チベット 青海	バンク・インドシナ	約9億5千万フラン

(原典) 中国銀行經濟研究室「中国における紙幣発行およびその流通状況についての分析」(『上海中行月刊』第11卷第2期, 1935年8月)

(出所) [6], 230-233より作成。

うに、1935年8月現在、幣制改革前の中国における通貨流通は極めて錯綜していた<sup>5)</sup>。

また中国各地で銀行券を発行していた多数の銀行は、発券業務を通じて様々

な利益を得てきた。例えば、前号で確認したように、金城・塩業・中南・大陸の民間商業銀行4行は、四行連合準備庫を通じて中南銀行券を共同発行することによって得た利益金および宣伝効果を利用して、四行儲蓄会で預金・貸付業務を行ない、四行儲蓄会の収益をも増加させていた。金城銀行の周作民は、このような既得権益を維持するために、民間商業銀行の発券業務を維持しながら、官民一体の連合発行方式による通貨の増発を実現するべきであると主張していた<sup>6)</sup>。

このような状況のもとで、国民政府は、どのようにして旧幣を回収し、政府系3銀行に発券業務を集中し、新幣を流通させていったのであろうか。以下この点を明らかにしてゆく。

### 3) 発行準備管理委員会の活動

#### (1) 上海本会の設立

「財政部布告」二、三、四条に明示されていたように、政府系3銀行による法幣の発行・流通、旧銀行券・現銀・準備金の回収・保管業務を行なう機関は、発行準備管理委員会であった。従って、同委員会の活動がどのように行なわれていたのかを明らかにすることにより、旧紙幣・準備金の回収、法幣の発行・流通の実態を明らかにすることが可能になるように思われる。そこでまず、1935年11月に公布された「発行準備管理委員会章程」を見てみよう<sup>7)</sup>。

第一条、 財政部は発行権を統一し、法幣の信用を堅固にするために、発行準備管理委員会を特設し、通商上の大都市には必要に応じて分会を設置する。

第二条、 発行準備管理委員会は、政府の法令を遵守して法幣準備金を保管し、併せて法幣の発行・現銀の回収（収換）事務に従事する。

第三条、 発行準備管理委員会は、以下のような構成で組織される。

- 一、 財政部から5名
- 二、 中央・中国・交通の政府系3銀行の代表各2名
- 三、 銀行業同業公会から代表2名

四、 錢業同業公会から代表 2 名

五、 商会代表 2 名

六、 旧発行銀行より財政部が指定した代表 5 名

第四条、 発行準備管理委員会は、中央銀行の総裁を主席とし、併せて 5 ～ 7 名の常務委員を互選して、日常業務を執行する。

第五、八、九条、省略。

第六条、 法幣準備金は、発行準備管理委員会が指定した中央・中国・交通 3 銀行の金庫（庫房）をその準備庫とし、3 行が法幣準備金を各地で保有する金額は、発行準備管理委員会が決定し財政部へ報告する。

第七条、 発行準備管理委員会は、毎月一回準備庫を検査し、併せて発行額および準備の種類と額を別に公告し、併せて財政部に報告する。

第十条、 本章程は、公布の日より施行する。

「発行準備管理委員会章程」および「委員名簿」（表 4）によれば、法幣を発行し、旧銀行券・現銀・準備金を回収し、法幣発行準備金を保管するという業務は、政府系銀行や政府関係者を中心にして進められることになった。特に「同委員会章程」第四条に従って、同委員会の主席は、中央銀行の総裁が兼任することになっていた。同委員会の主席となった孔祥熙は、中央銀行の総裁と財政部長を兼任しており、幣制改革に必要な権限を一手に集中することにより、業務を推進することとなった。

さて上海の民間発券銀行（政府系発券銀行、中央・中国・交通の 3 行を除いた）および外資系銀行の現銀保有額は合計約 9800 万元にのぼっていた（表 5）。1935 年 10 月末時点で、上海の発券銀行の保有していた現銀保有総額が約 3 億元であったので（表 5）、民間および外資系発券銀行は、上海で保有されていた現銀の約 3 分の 1 の現銀を保有していたことになる。発行準備管理委員会にとって、上海の民間および外資系銀行の保有する現銀を回収することは、緊急の課題となっていた。以下、民間および外資系発券銀行の現銀がどのようにして接収されたのか検討する。



表4 発行準備管理委員会委員の兼任関係

氏名	兼任関係
孔祥熙	中央銀行総裁 <sup>Ⓢ</sup> ，中国銀行常務董事*，財政部長 <sup>Ⓢ</sup>
宋子文	中央銀行常務董事*，中国銀行董事長 <sup>Ⓢ</sup> ，前財政部長 <sup>Ⓢ</sup>
張公権	中央銀行副総裁*，中国銀行董事*， 中国農工銀行常務董事，交通銀行董事*
呉鼎昌	四行連合準備庫主任 <sup>Ⓢ</sup> ，塩業銀行総経理兼董事 <sup>Ⓢ</sup> 交通銀行董事*
宋漢章	中国銀行常務董事兼総経理 <sup>Ⓢ</sup>
周作民	金城銀行董事長兼総経理 <sup>Ⓢ</sup> ，交通銀行董事* 中国銀行董事*
胡筆江	中南銀行総経理兼董事 <sup>Ⓢ</sup> ，交通銀行董事長*
唐寿民	交通銀行総経理兼常務董事 <sup>Ⓢ</sup> ，中央銀行常務理事*
杜月笙	中国通商銀行董事長 <sup>+</sup> ，中汇銀行董事長兼総経理 <sup>Ⓢ</sup>
陳光甫	上海銀行董事長兼総経理 <sup>○</sup> ，中国銀行常務董事* 交通銀行董事*
宋子良	交通銀行常務董事*
徐堪	中央銀行常務理事*，財政部次長兼錢幣司司長 <sup>Ⓢ</sup>
秦潤卿	中央銀行監事*，福源錢莊經理 <sup>Ⓢ</sup> ，交通銀行董事* 中国墾業銀行董事長兼総経理 <sup>+</sup>
錢永銘	上海錢業公会董事 <sup>Ⓢ</sup> ，上海総商会元副会長 四行連合準備庫副主任 <sup>Ⓢ</sup> ，塩業銀行董事 <sup>Ⓢ</sup> ， 大陸銀行常務董事 <sup>Ⓢ</sup> ，中央銀行理事*， 中国銀行・交通銀行董事*
徐新六	浙江興業銀行常務董事兼総経理 <sup>Ⓢ</sup> ，交通銀行董事*
王曉籟	中国銀行董事*，中一信託公司常務董事 <sup>Ⓢ</sup>
李銘	浙江実業銀行総経理兼董事長 <sup>○</sup> ，交通銀行董事*
葉琢堂	中央銀行常務理事 <sup>Ⓢ</sup>
俞佐廷	恒巽錢莊經理 <sup>Ⓢ</sup> ，浙江興業 <sup>+</sup> ・浙江実業銀行董事 四明銀行董事，中国通商銀行監察人， 上海錢業公会委員 <sup>Ⓢ</sup>
陳錦濤	財政部幣制研究委員長 <sup>Ⓢ</sup>
沈叔玉	交通銀行董事*，郵政儲金汇業局局长 <sup>Ⓢ</sup>
李覺	
何宗庸	

(注) \* = 政府系發券銀行，〔 9 〕 などより判別。

+ = 民間發券銀行

# = 錢業関係者

※ = 政府関係者

○ = 出身母体

(原典) 財政部秘書処『財政部新貨幣制度説明書』1935年，20-21頁。

(出所) 〔 6 〕，197頁。

a) 民間発券銀行の接收

1935年12月23日に公布された「発行準備管理委員会検査規則」第四条には以下のように規定されている<sup>8)</sup>。

「法幣の発行は、その発行額に応じて、十分に準備を確保しなければならない。現金準備は発行総額の6割とし、金・銀あるいは外国為替をもってこれに充当する。保証準備は発行総額の4割とし、国民政府が発行し、あるいは保証する有価証券（国庫券）および財政部が確実であると確認したその他の資産・短期に確実な商業手形をこれに充当する」

表5 上海の各銀行の現銀保有額

銀行名	保有額
中央銀行	91553
中国銀行	90351
交通銀行	53976
その他中国系銀行と錢莊	} 57649
日系銀行	
イギリス系銀行	11746
その他外資系銀行	13958
	15180
合計	334413

このように、政府系銀行が発券業務を集中し、法幣を増発するためには、民間・外資系発券銀行から発行準備を接收して、法幣の発行準備を確保する必要があった<sup>9)</sup>。中央・中国・交通の3銀行は、1935年11月19日時点で、銀行券を発行している9銀行の発行準備（その内6割が現金準備、4割が保証準備）を接收することを確認し、3銀行が発行準備管理委員会と相談して、接收の方法および発行準備の分配の方法について決定した<sup>10)</sup>。それによれば、接收した発行準備の分配は以下のように行なわれることになった<sup>11)</sup>。

(注) 1935年10月末の保有額、  
単位：千元。  
(原典)『日銀汇报』1936年5号  
より中国銀行が作成。  
(出所)〔6〕、856頁。

中国農工	四 明	中国墾業
中央銀行	中 南	中国銀行
農 商	中国農民	交通銀行
	中国実業	中国通商
		浙江興業

そのうち保証準備（小切手・手形・公債・国庫券などの支払確実な有価証券類）は、すでに中央・中国・交通の3銀行に保管されていたので、接收業務のなかで特に重要であったのは現金準備の接收であった。1935年11月25日、中央・中国・交通の3銀行は、「中南等9銀行（民間発券銀行）が発行する銀行券および準備金を接收する弁法」（以下「接收弁法」）に基づいて、具体的に接收

を開始した<sup>12)</sup>。ではまず、「接收弁法」の条文を見てみよう。

- 一、 中央・中国・交通の3銀行は、指定された発券銀行を接收する。3銀行は、当該発券銀行の総分支行が発行した銀行券（鈔票）の現金準備・保証準備とともに、未だ発行されていない、あるいは発行されていて回収された新旧の銀行券を責任をもって接收する。
- 二、 発券銀行の総行（本店）が上海に設立されている場合には、当該総行は、総行・分行・支行・支処を含む総発行額および準備額を明細書を作成し、調査を受ける。また発券銀行の総行が上海以外の都市にある場合には、接收する側の銀行（上記3行）は、その地域で管轄する、接收される銀行の分・支行に対して、発行額および準備額を総行へ通知するように周知徹底する。
- 三、 六、七、九、省略。
- 四、 各発券銀行が供出（存出）した上海の同業銀行や銭荘の準備用現金および保証品は、接收行よりただちに3銀行の行庫へ引き渡さなければならない。
- 五、 各発券銀行が上海以外の分支行あるいは他行へ供出（存出）した準備用現金および保証品は、当該総行が責任をもって期限を切って回収し、接收行へ引き渡さなければならない。
- 八、 各発券銀行は、保有している銀行券の総額と種類を報告しなければならない。なお印刷中あるいは運送中の銀行券については、接收行に対してなされた報告書に基づいて、発行準備管理委員会へ報告しなければならない。
- 十、 中央・中国・交通の3銀行は、接收事務を専門に行なう人員を指名することができる。
- 十一、 本弁法は、発行準備管理委員会が取り決めて施行し、あわせて財政部に報告する。

以上の規定に従って、四行連合準備庫は、同準備庫で保有していた各種準備

金および準備庫に保管されていた銀行券および破損紙幣、補助貨幣を中央銀行の業務を代行していた発行準備管理委員会へ譲渡した<sup>13)</sup>。なお、四行連合準備庫とは、中南・金城・塩業・大陸の民間銀行4行が中南銀行券を共同で発行するために、1922年に設立された合併事業体であった。1935年11月4日時点での四行連合準備庫が発行していた中南銀行券は、総額7228万円で、そのうち四行が領用していた額は4123万2000元であった<sup>14)</sup>。このようにして、他の民間発券銀行の銀行券・発行準備は、発行準備管理委員会に接収されていった。

### b) 外資系発券銀行の接収

約4000万円の現銀を保有していた上海の外資系発券銀行の発行準備を接収することも、発行準備管理委員会の重要な任務であった。発行準備管理委員会が、上海の外資系発券銀行の発行準備を、どのようにして接収しようとしていたのか、以下で検討する。

当時上海には、複数の外資系銀行が存在し、1920年代まで、巨額の預金や銭荘に対する多額の短期貸付などを通じて、中国経済に深く関わっていた<sup>15)</sup>。また、上海の外資系銀行は巨額の現銀を保有していた(表6)。上海の外資系発券銀行は幣制改革にどのように対応しようとしていたの

表6 1935年10月末外資系銀行の現銀

保有額		(単位:元)
銀行名	保有額	
*チャータード	3252	
*香港上海	7966	
*マーカントイル	1118	
*大英	1622	
+インターナショナル	3480	
+チェイス	1453	
+アメリカン・エクスプレス	728	
#バンク・インドシナ	3313	
合計	22932	

(注) \* = イギリス系

+ = アメリカ系

# = フランス系

(原典) 周伯棣『白銀問題と中国貨幣問題』

1936年, 112, 158-159頁。

(出所) [20], 422頁。

た、上海の外資系銀行は巨額の現銀を保有していた(表6)。上海の外資系発券銀行は幣制改革にどのように対応しようとしていたのだろうか。

幣制改革を実施するための「財政部布告」が公布される前日の、1935年11月2日、ジョンソン駐華アメリカ大使は、ハル(Cordell Hull) 国務長官宛に大要以下のよう打電している<sup>16)</sup>。

1, (国民政府のアメリカ人財政顧問)アーサー・N.ヤングが、私(ジョンソン大使)に中国

政府が、あらまし、すでに主要な発券銀行を統一し、あわせて外国銀行を含む（政府系発券銀行以外の）銀行が保有する白銀を接收することを決定した、と通知してきたこと。

- 2、 ヤングは、私に、アメリカ系銀行が白銀の接收に対してどのような対応をするのか質問してきたが、私はヤングに対して、国民政府財政部を代表して、直接アメリカ系銀行に打診するように進言したこと。
- 3、 （イギリス系銀行の）香港上海銀行が、イギリス政府首席経済顧問のサー・フレデリック・リース・ロス（Sir Frederick Leith-Ross）の勧告に従って、すでに保有していた現銀を中国政府に引き渡し、中央銀行券と交換する準備をしていること、イギリス政府が、現在国民政府が進めようとしている幣制改革を支持する勅令を下して、国民政府と合作をすすめようとしていることを、ヤングが私に通知したこと。

ジョンソン大使からハル国務長官に対して打電された電文から、アメリカ政府関係者が、幣制改革が実施されることを事前に知っていたこと、幣制改革実施以前にはアメリカ系銀行の幣制改革に対する態度が、アメリカ政府関係者にも明らかになっていなかったこと、香港上海銀行が、すでに現銀を国民政府へ引き渡す準備をしていることをアメリカ政府関係者が知っていたこと、の3点が確認される。それでは幣制改革実施以降、上海の外資系発券銀行は、幣制改革に対してどのような態度をとっていたのだろうか。

（1935年11月4日） 駐華日本大使有吉明から若杉参事官への密電によれば、日系以外の外資系銀行は、おおむね保有している現銀の回収を強行することには反対であるが、現銀と交換した法幣で取り引きを行うことには反対していなかった。日系銀行は、基本的には、新しい幣制改革関係の法令には従う必要はないという認識で一致していた<sup>17)</sup>。

（同年11月5日） 駐上海アメリカ総領事からハル国務長官への電文によれば、上海の外資系銀行は、幣制改革に対して、おおむね以下のような態度をとっていた。すなわち、イギリス・アメリカ両国系銀行は、他国の外資系銀行が国民政府に協力するならば、進んで現銀を譲渡すると。これに対してヨーロッパ

大陸系の外資系銀行は、国民政府が一定額の費用を支払い、それによって、現銀を譲渡したときに被った損失を補填した後で、現銀の譲渡が可能になる、というものであった<sup>18)</sup>。

(同年11月9日) 上海外資系銀行公会は、孔祥熙財政部長に対して以下の旨書簡を送っていた。すなわち、「会員銀行は、国民政府が11月3日に公布した幣制改革に関する法令を進んで遵守することを希望しています。しかし、当面、彼等は保有している現銀を譲渡することに対しては態度を決めかねています」と<sup>19)</sup>。

(1936年1月11日) 駐上海アメリカ総領事からハル國務長官への電文では、以下のように述べられていた。すなわち「日系銀行を除いて、何行かの外資系銀行は、現銀を中央銀行へ譲渡する段取りになっています。…(ある)外資系銀行は、中央銀行と外資系銀行との間で行われていた相互貸借関係を基礎にして、中央銀行へ譲渡した白銀の3分の2相当額の預金に6%の利子を付け、中央銀行が外資系銀行に保有している預金に1%の利子を付ける、という合意に基づいて現銀を譲渡することになりました。以上の合意に基づいて、譲渡される現銀は2600万元で、日系銀行が保有している現銀は1400万元前後になります」と<sup>20)</sup>。

このように、国民政府は、中央銀行と外資系銀行が相互に保有していた預金に利子を付けるという条件を提示することによって、1936年3月末までには、日系銀行以外の上海の外資系銀行から約2600万元の現銀を回収していった<sup>21)</sup>。

## (2) 分会の設立

「発行準備管理委員会章程」第一条(「財政部は発行権を統一し、法幣の信用を堅固にするために、発行準備管理委員会を特設し、通商上の大都市には必要に応じて分会を設置する」)に従って、1935年11月28日、「発行準備管理委員会分会章程」(以下「分会章程」)が公布された。以下「分会章程」について見てみよう<sup>22)</sup>。

第一条、発行準備管理委員会分会は、「発行準備管理委員会章程」第一条

の規定に基づいて、発行準備管理委員会の決議により、財政部が通商上の大都市（巨埠）にこれを設立する。

第二条、発行準備管理委員会分会は、発行準備管理委員会（本会）の命を受けて、分会の設置された地域に存在する法幣準備金の保管業務に関する事務に従事する。

第三条、発行準備管理委員会分会の委員は、発行準備管理委員会より選出され、財政部がこれを審査したうえで決定し、あわせて財政部が委員の中から一人を主席に指名する。

第四条、発行準備管理委員会分会は、3人ないし7人の常務委員を選出して日常業務を執行し、分会の日常業務は、発行準備管理委員会が財政部へ報告し審査を受ける。

第五、六、七条、省略。

以上の規定に基づいて、発行準備管理委員会上海本会および財政部が主導権を握るなかで、天津・漢口・広東に同委員会の分会が設立された<sup>23)</sup>。同委員会分会の主要業務は、第二条に明記されているように、「法幣準備金の保管・検査に関する事務に従事する」ことであった。

天津分会は、中国銀行や金城・塩業・中南・大陸の四行など、「津鈔（天津鈔）」を発行していた主要行の関係者が天津分会のメンバーになっていた（表7）<sup>24)</sup>。また、冀察政務委員会が、天津分会に対して「監理員」を派遣してい

表7 発行準備管理委員会天津分会委員の兼任関係

主席：	周作民	金城銀行総経理兼董事長
委員：	呉鼎昌	塩業銀行総経理兼董事長
	王毅灵	金城銀行天津分行経理
	卞白眉	中国銀行天津分行経理
		大生銀行監察人
	王孟鐘	中南銀行監察人
	王紹賢	塩業銀行役員
	許漢卿	大陸銀行総経理（1938年）
	その他12名	

（出所）〔8〕，596頁。

た<sup>25)</sup>。冀察政務委員会が天津分会に対して派遣していた平津「監理員」の権限については、以下の各条文に規定されている<sup>26)</sup>。

第一条、 発行準備管理委員会天津分会の監理員には、冀察政務委員会からこれを派遣する。

第二条、 監理員は天津分会の委員に対して監督の責任を負う。重大な事件に遭遇した場合、あるいは管理弁法を改善する場合には、随時、冀察政務委員会に調査を依頼したうえで施行する。

第三条、 天津分会を開催する場合には、監理員を討論に参加させなければならない。

第四条、 天津分会が、各庫の現銀を検査する時には、監理員はそれを監視する責任を負う。

第五条、 天津分会が現銀庫を開閉する場合には、監理員がその場へ行って監視する。

第六条、 監理員は、必要ときに、天津分会に現銀各庫を検査させる権限を有する。

第七条、 監理員が各銀行や各銀号の金庫に現銀を発見したときには、ただちに天津分庫へ通知して法幣と兌換し、現銀を接收して保存する。

1936年8月時点で、天津分会は、天津・北平（現在の北京）両市において、各銀行・各銀号が所有していた現金を全て回収し、封印して保管していた<sup>27)</sup>。冀察政務委員会は、胡毓坤を派遣して、北平・天津両市政府が派遣した関係者とともに検査を重ね、現金を封印して保管した。胡らの詳細な検査の結果、北平・天津両市において保管されていた現金は、5493万2743元4角5分であった（表8、9）<sup>28)</sup>。

次に、北平・天津における外資系銀行からの現銀の回収は、以下の条文に基づいて行なわれた<sup>29)</sup>。



- 一、北平・天津における中国・交通の両行は、外資系銀行に対して現銀の回収と引き替えに、それぞれ折半で法幣を供給する。一回現銀を回収する度に、外資系銀行に(回収額)の百分の五の手数料を支払うこと。
- 二、中国・交通の両銀行は、河北省銀行の400万円の銀幣を法幣と交換すること。
- 三、現銀幣は、一律、発行準備管理委員会天津分会で法幣と交換され、管理手数料は百分の五とすること。

以上の3条項は、日系銀行以外の外資系銀行が承認し、この条項に従って現銀の回収作業を進めていた、交通銀行の報告書に基づいて、北平・天津における現銀の回収状況を見てみよう。

表8 発行準備管理委員会天津分会  
各庫保管現金額 (単位:元)

銀行名	保有額
銀錢業公庫	4739389
中国銀行	11923842
交通銀行	4106443
	13905536
中央銀行	148192
金城銀行	13267
中孚銀行	28110
上海銀行	696
浙江興業銀行	356
河北省銀行	212.1000
合計	3937万4201元

(原典)『上海銀行週報』第961号, 1936年8月4日。

(出所)〔6〕, 198頁。

表9 発行準備保管委員会平市各庫  
保管現金額 (単位:元)

銀行名	保管額
中国銀行	6592359
交通銀行	8865867
中央銀行	10315
合計	1546万8541元

(注) 原典, 出所はともに表8と同じ。

表10 天津・北京で外資系銀行から回収された現銀の総額

(1935年12月-1936年5月)

交通銀行天津分行・燕支行が回収した金額	142万4882元
河北省銀行を仲介して交換したもの	200万円
バンク・インドシナ → 中央銀行天津分行	5万円
→ 中国銀行	18万3185元
→ 交通銀行燕支行	8万5000元
チェイス・バンク	9776元
合計	375万2843元

(原典)『交通銀行30年史稿』第11冊。

(出所)〔6〕, 219-220頁。

交通銀行が天津分行および燕（河北省北部）支行において1936年7月までに回収した現銀の総額は、342万4882元6角2分であった<sup>30)</sup>。天津・北京で外資系銀行から回収された現銀の内訳は、表10の通りである。

また、山東省青島における外資系銀行からの現銀回収状況は以下の通りである<sup>31)</sup>。青島の外資系銀行の金庫に保管されていた銀幣は、香港上海銀行が46万4247元、チャータード銀行が52万8998元であった。1936年7月、中央銀行総行は2銀行と協議し、天津の例にならって、一回の回収ごとに5%の手数料を支払い、中央・中国両行青島分行は現銀を各4割ずつ、交通銀行青島分行が2割を回収することとなった。3行の総回収額は99万3245元であった。

### (3) 中国農民銀行の改組

中国農民銀行は、1933年4月に四省（河南・河北・安徽・江西）農民銀行として、主に農村復興のために設立された<sup>32)</sup>。1935年6月に中国農民銀行と改称し、発券業務も行なっていた<sup>33)</sup>。幣制改革後、1936年1月に改組され、同時に同行が発行する銀行券が法幣と同様の扱いを受けるという特権も賦与されていた<sup>34)</sup>。ではまず、中国農民銀行がどのような業務を行っていたのか見てみよう。

- 一、 中国農民銀行は、河南農工銀行・湖北省銀行・浙江地方銀行・陝西省銀行の発行部門を除いて、中央・中国・交通の3銀行が接收していない各省の省銀行、あるいは類似の金融機関を接收する。
- 二、 未だ、中国農民銀行の分行が設立されていない省では、今後、同行分行の設立を準備する。
- 三、 中国農民銀行は、一行を接收し終えたときには、接收の状況を本行および発行準備管理委員会へ報告し、詳細な調査を受けた後で決裁を仰ぐこととする。
- 四、 省略<sup>35)</sup>。

以上、行政院から国民政府へ上程された書簡に記された四項目によれば、中

国農民銀行の主要業務は「中央・中国・交通の3銀行が接收していない地方省銀行、あるいは類似の金融機関」の、とくに発行部門を接收することであった。中国農民銀行は、地方省政府管轄下にあった地方省銀行が、巨額の現銀・旧幣・発行準備を保有していたこと、いくつかの地方省政府が、地方省銀行の発行部門の接收を拒否していたこと、などの理由から、また幣制統一という観点から見ても、非常に重要な任務を帯びていたと考えられる<sup>36)</sup>。

では次に、中国農民銀行が1936年1月に開始した発券業務の位置付けについて、1937年2月に行政院から国民政府へ送付された書簡に記された条文から見てみよう<sup>37)</sup>。

- 一、 中国農民銀行が発行する銀行券は、法幣と同様のものとして使用することができることとする。その発行準備は、規定により、発行準備管理委員会が管理することになる。発行額・発行準備金の額は、発行準備管理委員会が検査規則に従って、毎月公告する。
- 二、 中国農民銀行が発行する銀行券は、無論、発行準備管理委員会の規定に従って、自ら発行し、他行がそれを領用することとする。
- 三、 中国農民銀行が発行する銀行券に対する外貨準備は、中央銀行と協議した上で運用することとする。
- 四、 中国農民銀行が銀行券を発行する際には、農業を重視している地方および辺境の省区において重点的に行なう。
- 五、 中国農民銀行が農村において、抵当借款および土地抵当借款を行なう場合には、財政部の規定に従って適切に処理することとする。

以上のように、中国農民銀行は、1936年1月から第4番目の発券銀行となっていたが、自行が発行する銀行券を「法幣と同様のものとして使用することができる」と規定されていた。ここで留意すべき点は、幣制改革当時、イギリス政府首席経済顧問のサー・フレデリック・リース・ロスやアメリカ合衆国のフランクリン・ルーズベルト大統領が、中国農民銀行が発券銀行になることに同意していなかったことである<sup>38)</sup>。なぜならば、法幣を発行する銀行が、充分な

発行準備を持たないまま銀行券を濫発した場合、法幣と外貨の交換を自由にしたときに、外国商人が価値の低い法幣を掴まされて、一方的に損失を被るおそれがあるという理由からであった<sup>39)</sup>。外国政府関係者は、中国農民銀行を発行準備の不十分な銀行と考えていたのである<sup>40)</sup>。

こうした外国政府関係者からの要求に対して、財政部は、外国政府関係者の要求を受け入れ、中国農民銀行は法幣発行銀行にはならない、ただし「同行が発行する銀行券は、法幣と同様のものとして使用することができる」(第一条)とした<sup>41)</sup>。また、第三条によれば、中国農民銀行は、他の3行のように、法幣による外国為替の無制限売買を行なうことは許されず、「同行が発行する銀行券に対する外貨準備は、中央銀行と協議した上で運用することとする」として、外国為替の売買を著しく制限されていた。

次に、中国農民銀行と発行準備管理委員会との関係について見てみよう。第二条(本稿141頁)によれば、中国農民銀行は、発行準備管理委員会の規定に従って銀行券を発行し、他行は中国農民銀行券を領用できるとされている。また、第一条によれば、同行の発行準備は、発行準備管理委員会が管理することになっている。このように、中国農民銀行の発券業務および発行準備の管理は、発行準備管理委員会の承認を必要としていた。このように、中国農民銀行は、1936年1月以降様々な制約の中で中国農民銀行券を発行していた。

以上のような業務を行っていた、中国農民銀行は、1937年6月までに、以下の地方省銀行を接收していた。同銀行が接收した、地方省銀行の発行部門は以下のような状況であった<sup>42)</sup>。

湖南省銀行	中央銀行により接收済み。
四川省銀行	同行が発行していた銀行券は、1935年に中央銀行が回収。
甘肅省	省銀行は設立されていなかった。省銀行に代わる金融機関としての平市官錢局が輔幣券と銅元券を発行していた。
貴州省	省銀行に類似した金融機関が設立されていた。

福建省	一、二、五角輔幣券を発行していた。
江西裕民銀行	〃
河北省銀行	本行の発行部門を接收する弁法は、1936年4月に河北省政府に通知済み。
広東省銀行	本行が発行した通貨は中央銀行が整理した。

このように、中国農民銀行は、当初より、地方省政府の管轄下にあった地方省銀行を接收するという業務を遂行することを通じて、今まで地方省政府が牛耳っていた通貨主権を国民政府中央へ奪還するという、幣制改革の成否を決する重要な任務を負っていた。

#### 4) 小 括

以上、発行準備管理委員会本会および分会、中国農民銀行を中心とした政府機関による、旧幣・発行準備（現金準備・保証準備）の回収を通じて、1935年から1936年にかけて約5億元の通貨増発を実現したと考えられるが、ここで、旧幣と発行準備の回収額を推計する。

ここでは以下の項目を合計することによって、通貨増発分の旧幣と発行準備の回収額を推計する。

表11によれば、旧幣・発行準備の回収額の合計〔表11の(1) + (2) + (3)〕は、3億4782万859元となる。ただし、ここでは、表11の(1)、(2)、(3)項目（以下3項目）がいずれも完全に回収されることを前提にしている。また、この3項目の中には発行準備管理委員会天津分会が天津・北京において回収した現銀（表8、9）は含まれていない。桑野仁氏によれば、「日本は在華銀行の保有現銀を引き渡さなかつたばかりでなく、長上線に兵力を結集して、在華北中国側銀行の保有現銀の南送を、けんせい、阻止した。その結果、華北に残されたこれら現銀は、のちに日本の通貨工作で大きな役割を演じることとなる」とされており、天津分会が回収した部分が回収されたと判断することは適当でないと考えたからである<sup>49)</sup>。

次に、表11の(4)、(5)項目について。まず(4)項目については、前号でも

表11 1935～36年における通貨増発の推計

15商業銀行・省銀行の発行した旧紙幣（1935年）	2億3160万5149元	—	(1)
幣制改革前上海の各行現銀保有額	9684万元	—	(2)
（1935年，10月末，中央・中国・交通3銀行以外の 中国系銀行と日系以外の外資系銀行）			
各銀行上海本・支店の保証準備（7民間銀行，1935年6～9月）	1937万5710元	—	(3)
中央・中国・交通・中国農民4銀行の対前年融資増加額			
（1936年）	1億3067万6922元	—	(4)
手形割引・買入手形（1936年，中国銀行）	1800万元	—	(5)
(1) + (2) + (3)		=	3億4782万0859元
(1) + (2) + (3) + (4) + (5)		=	4億9649万2632元

(注) (1) の15商業銀行・省銀行の内訳：浙江興業・四明・中国農工・中国通商・辺業  
大中・中国実業・中国墾業・農商・中南・浙江地方・北洋保商・浙江省・河南  
農工・陝西省の各銀行。

(3) の内訳：中国実業・中国墾業・中国農工・浙江興業・四行連合準備庫・中国  
通商・四明の各銀行。

(出所) (1)：「財政部档」〔6〕，234-235頁。

(2)：中国銀行による調査。『日銀汇报』1936年5号より引用〔6〕，856頁。

(3)：『国防委員会財政報告』第43号，1935年10月1日〔6〕，233-234頁。

(4)：〔7〕349頁。

(5)：「中国銀行民国25年度營業報告」〔8〕，2228頁。

確認したように，中国では1911年に中国銀行の前身である大清銀行が設立されて以来，1949年まで，発券銀行は，通常，預金通貨銀行が行なう貸付業務を行っていた<sup>44)</sup>。幣制改革以降も政府系発券銀行は，貸付業務を行っていた。ここでは，事実上の中央銀行と考えられる政府系4発券銀行が，民間の経済主体に直接融資を行なったことも，通貨増発の重要な要因と考えたので，(4)項目を合計に加えることにした。

(5)項目については，今日でも，中央銀行が日常的に行なっている，ハイ・パワード・マネー（日本銀行券と民間銀行が日銀に設定した日銀当座預金）を市中への供給するうえでの，重要な構成要素になっている。従って，(5)項目も通貨増発の要因として合計に加えることにした。

ただし，(4)項目は厳密に言えば，預金通貨の主要な供給先である企業金融を通じたマネー・サプライの増加要因としても考えられるので，次号において

検討の対象とする。

以上のように、1935年11月3日をもって実施された、中国の幣制改革は、実施後は1年のうちに、上海を中心に内外の旧発券銀行から、少なく見積もっても、約3億5000万元の旧幣・発行準備を回収し、同額の法幣＝現金通貨を供給したと考えられる<sup>45)</sup>。このような現金通貨の増発によって、金融市場の需給逼迫状況は緩和へと向かい、国民政府は、1936—37年には短期金利を低めに誘導することに成功したと考えられる。そして、現金通貨の増発によって短期金利が低めに誘導されたことにより、短期資金を借り入れて、長期資金を貸し付けていた銀行の収益が改善されることも十分に予想された。次号では、国民政府が幣制改革を通じて、短期金利を低めに誘導し、金融緩和を実現したことが、どのような波及効果を持ったのかについて、幣制改革後の企業金融を検討することにより明らかにする。

(未 完)

(注)

1) 洪葭管・張継風両氏によれば、銀行間短期金融市場の需給関係にも、幣制改革前と後で変化があったとされる ([4], 33-35頁)。上海銀行業連合準備委員会が会員銀行に対して行ったコール・ローン供与額は、1935年上半期に2467万元であったものが、同年下半期には1億803万元へと激増した。これに伴って、コール・レートも13%から16%へと上昇した。これに対して、幣制改革以降、1936年上半期にはコール・ローン供与額は4554万元、同年下半期では5136万元となった。前年同期との比較によれば、1936年上半期には2426万元の増加、同年下半期には5136万元の減少を見たという。

洪・張両氏は、1936年のコール・レートについては言及されていないが、同年のコール・レートは前年比で下落していたのではないかと、推測される。

なお、洪・張両氏は、幣制改革後にコール・ローンの供与額が減少した原因について、以下のように述べておられる。すなわち、第一に、1936年に入ってから、銀行が資金調達手段として手形割引市場へシフトしたこと、第二には国民政府が1935年11月3日に幣制改革を実施して以来、資金に余裕が生じ、資金需給の逼迫が緩和され、コール・ローンに対する需要が減少したこと、の2点を指摘されている。

洪・張両氏の研究によれば、幣制改革を通じて行なわれた通貨増発が、コール・

レートの変動に関わっていたことが示唆されているが、今日でも、中央銀行はハイ・パワード・マネーを供給・回収して、コール・レートなどの短期金利を誘導し、預金通貨銀行の貸出姿勢に影響を与えている（〔23〕, 100-101頁）。

2) マクロ経済学者による中国の幣制改革に関する研究がアメリカで行われている。そこで採用されている分析手法は、幣制改革前後のM2（現金通貨＋要求払預金＋定期性預金）の総額を比較するというものである（〔1〕, (2)論文）。この分析手法を採用することの利点は、今までの日本の研究者による分析では、現金通貨の増発に分析が限定されていたものが、現金通貨の増発が預金通貨の増発との関連において検討することが可能になる点にある。このような分析手法を用いてはじめて、現金通貨供給額の変化→金融市場金利の変化→企業金融の増減、という一連の波及効果の検討が可能となるように思われる。幣制改革以降も政府系発券銀行4行は預金・貸付業務を行っており、中央銀行と預金通貨銀行との業務は完全に分離していなかった。しかし、通貨増発の波及効果を金融面から検討するには、現金通貨の増発が預金通貨の供給にどのようにかかわっていたのか、いないのかという観点から検討することが必要であると思われる。

3) 国民政府アメリカ人財政顧問アーサー・N・ヤング（Arthur・N・Young）は、1935年11月の幣制改革から1937年の第2・4半期までに、中央・中国・交通・中国農民の4発券銀行の発行額が約10億元増発された原因について以下のように述べている。

〔(1) 国有化した白銀を紙幣（法幣）と交換したこと。

(2) この時期には日々（その発行額が）収縮していた民間銀行の発行する紙幣を4行の銀行券と交換したこと。

(3) 幣制改革が成功し、外国為替相場が安定した後に顕著な経済状況の改善が見られたために、通貨への需要が高まったこと。

…（〔22〕, 159頁。〔6〕, 80頁所収。）

ヤングのこうした指摘から、白銀・民間銀行の銀行券を回収して、法幣を供給するという作業を中央・中国・交通の3銀行に代わって行っていた「発行準備管理委員会」の活動を検討することは、幣制改革以降の中国における通貨増発について考える際に、避けて通ることはできないように思われる。

4) 「財政部布告、民国24年11月3日」（〔6〕, 180-182頁）。

5) 中国銀行経済研究室編『中国紙幣発行およびその流通状況の解剖』、『中行月刊』第11巻第2期、1935年8月へ転載（〔6〕, 230-233頁）。

6) 〔21〕, 144-145頁。

7) 「財政部から行政院への書簡—発行準備管理委員会を設立する—」財政部秘書処編『財政部新貨幣制度説明書』20-22頁（〔6〕, 196-197頁）。

黒田明伸氏は、従来の中国通貨流通史の研究は、19世紀後半から20世紀初期にかけて中国に存在した雑種幣制を発行権の不統一という観点から検討したために、



「近代中国の貨幣流通史は中央政府の統一政策の成否や外国資本の領域のものとなってしまう」とされ、通貨政策と政治権力との関係を検討することに批判的とも受け取れる見解を述べておられる（〔5〕、260頁）。確かに、幣制が政治権力との関係から明らかにするという観点だけから論じられるならば、政治史の研究になると思われるが、時の中央銀行がどのように通貨価値の維持＝マネー・サプライ管理を行っていたのかを検討しようとするならば、時の政権と中央銀行との関係を検討することは避けることができないように思われる。

例えば、一国の中央銀行が、政府からどの程度独立性を保って日々の金融政策を実施しているかという問題を検討する場合は、まず中央銀行と政権との関係が明らかにされなければならないからである。なぜならば、多くの場合、時の政権（多くは大蔵大臣）が中央銀行の大株主となっているからである。日本銀行の場合、大蔵大臣は資本金総額の51%を出資し（日本銀行第5条）、日本銀行を監督する義務を負（同法第6章）、また政府は政策委員会に政府代表（大蔵省と経済企画庁）を派遣することができる（同法第13条の4）。

また、ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank、以下連銀）の場合、連邦政府は連銀の資本金を全額出資し、「ドイツ連邦銀行は、〔通貨価値の擁護という一相沢〕使命を損なわない限りにおいて、連邦政府の全般的な経済政策を支持する義務を負い」（ドイツ連邦銀行法第12条）、連邦政府の代表は、連銀理事会の審議に参加する権限を持っている（同法第13条、〔24〕、77頁）。しかし連銀は、「中央銀行理事会および役員会は、連邦の最高官庁たる地位にある」（ドイツ連邦銀行法第29条一項）と規定され、連邦政府と同等の地位が与えられている。また、経済政策を実施するに際して、連銀は、連邦政府の命令を受けない旨、規定されている（同法第12条）。このように法的・制度的裏付けによって、連銀は、政府からの独立性が保証されている（〔24〕、77-78）。

これに対して、日本銀行の場合、政府からの独立性を保証する法的・制度的保証は何もない。ドイツ連銀の総裁が、時の政権の金融緩和（公定歩合引き下げなど）の要求をことごとく拒絶してきたことは有名である。これに対して、日本銀行の総裁が、政府・大蔵省の意向に沿った形で、しばしば金融緩和の要求に従ってきたこともよく知られている。政府からの独立性を法的・制度的に保証されているか否かという点で、ドイツ連銀と日本銀行との間にある大きな差は、過去に被ったインフレーションや金融政策上の失敗に対する感じ方や考え方に差があるため生じたものと思われる。

本稿では、発行準備管理委員会の活動を検討することにより、幣制改革がどのようにして実施され、当時の中国経済にどのような波及効果をもたらしたのかを明らかにしようと考えている。そのかぎりでは、本稿では政治権力と幣制改革の関わりについて、踏み込んだ検討を行なっている。後述のように、旧幣・現銀を回収し、法幣を発行していた発行準備管理委員会は政府主導のもとに運営されており、そこ

けに注目するならば、政治史的な分析となると思われる。しかし、本稿では、あくまで幣制改革を通貨増発の波及効果という観点から明らかにすることを目的にしている。したがって、本稿の中で政治権力と幣制改革との関連を論じる場合、あくまで国民政府および発券銀行が、幣制改革を通じてどのような経済政策（マネー・サプライ管理・短期金利の誘導・公債管理など）を実行しようとしていたのか、という側面から行われる。

また中央銀行の政府からの独立性という問題との関連で見ると、発行準備委員会の主席は中央銀行の総裁が兼任することになっており、当時の中央銀行の総裁は財政部長を兼務していた。このように中央銀行（中央・中国・交通・中国農民）が政府からの独立性を保障されていないという状況、例えば政府の閣僚が中央銀行の総裁を兼任するという状況は、今日においても中国の特徴として残っている（現在、中国の中央銀行である中国人民銀行の行長は朱鎔基副首相が兼任している）。幣制改革当時は緊急事態としてやむを得ないとしても、中央銀行が政府の機関銀行化し始めた1940年以降は、ミルトン・フリードマンも指摘しているように、マネー・サプライ管理に失敗し、ハイパー・インフレーションに見舞われることとなった（〔1〕, (1), 225-228頁）。ミルトン・フリードマンは、このハイパー・インフレーションを引き起こしたのは、アメリカ政府が銀買い上げ政策を実施して、国民政府が幣制改革を行なって管理通貨制度へ移行したからであり、結論として、アメリカの銀買い上げ政策が中国共産党の勝利に貢献したとまで述べている（〔1〕, (2), 236頁）。今日においてもインフレ対策に苦慮する中国をみるにつけ、中央銀行が政府からいかにして独立するかという問題は、体制を越えて、中国が抱える問題の一つであるように思われる。

- 8) 「発行準備管理委員会検査規則」(〔8〕, 598-599頁)。
- 9) 1935年11月3日以降、発券銀行となった中央・中国・交通の3銀行、および1936年1月以降、発券銀行となった中国農民銀行は、いずれも、総行（本店）が上海に置かれていた。従って、上海における旧幣・発行準備を回収するばかりでなく、上海以外の地域で回収した旧幣・発行準備を上海の総行へ移送する必要があった。
- 10), 11) 「中央・中国・交通の3行が9発券銀行の保証準備を接收する」『銀行週報』926号, 1935年11月19日(〔6〕, 207頁)。
- 12) 『財政年鑑続編 下冊』257頁(〔6〕, 207-209頁)。
- 13) 「金城档案：四行準備庫會計処からの書簡」(〔7〕, 303頁)。
- 14) 「金城档案：四行準備庫精算事務所から金城銀行へ送付された書簡の付表」(〔7〕, 302頁)。
- 15) 1800年代後半、中国に外資系銀行が進出してきた時期には、錢莊は流動資金をもつばら、錢莊が発行した「莊票」を担保として、外資系銀行からの借り入れによって賄っていたという(〔19〕, 29-30頁)。しかし、1930年代に入ると、上海の大手錢莊は、流動資金の調達に際して、中国系銀行からの借り入れに依存するようになり、

銭荘に対する外資系銀行の影響力は、往時のそれに比べて弱まっていたと思われる（〔21〕, 125-126頁）。

- 16) 「ジョンソン駐華アメリカ大使から國務長官に対する電報, 1935年11月2日午後11時, 上海発」〔〔6〕, 209頁〕。
- 17) 「有吉明駐華日本大使から若杉参事官に対する密電, 1935年11月4日」〔〔6〕, 209-210〕。
- 18) 「駐上海アメリカ総領事から國務長官に対する電報, 1935年11月5日午後8時, 上海発」〔〔6〕, 210頁〕。
- 19) 「上海外資系銀行公会主席から中華民國財政部長に対する書簡, 1935年11月9日」〔〔6〕, 210頁〕。
- 20) 「駐上海アメリカ総領事から國務長官に対する電報, 1936年1月11日午前10時, 上海発」〔〔6〕, 211〕。
- 21) 1937年3月26日, 日銀銀行は上海で保有していた892万元の現銀を中国側に引き渡すことで合意に達していた（〔6〕, 214-215）。しかし, 日本本国における内閣の交代に伴う, 外交方針の転換などによって, 現銀の中国側への引き渡しが実現しないうちに, 1937年7月蘆溝橋事件により日中戦争が勃発し, 結局, 現銀の中国側への引き渡しは行なわれなかった（小林, 〔3〕, 47-48）。
- 22), 23) 「発行準備管理委員会分会章程」〔〔8〕, 597-598頁〕。
- 24) 〔8〕, 596頁。
- 25) 『銀行週報』第961号, 1936年8月4日, 〔〔6〕, 198-200頁〕。

冀察政務委員会は, 1935年12月に国民政府が, 河北・チャハル両省を管轄する機関として, 北平（現在の北京）に設置し, 宋哲元が委員長に任命された。1932年3月に「満洲国」を発足させた関東軍は, 1923年2月には熱河省を攻略し, 2週間後の同年3月には熱河省全域と, 河北省5県の関外部, チャハル省の一部を制圧した。その後, 奉天特務機関長の土肥原賢二らは, 華北の反蒋介石派の地方実力者に圧力をかけ, 国民政府の中央集権化に抵抗するよう誘導した。これに応じた溧榆（らんゆ）区行政督察専員・殷汝耕（いんじょこう）は, 11月, 通州に冀東防共自治委員会を設置した。冀察政務委員会は, これに対抗して国民政府が設置した政府機関であった（以上〔25〕, 102-112頁）。

冀察政府委員会の性格については, 「国民党党部・河北省政府・中央軍などを日本の要求に従って移転・撤退させた上に, さらに対日妥協・融和政策をとろうとする苦肉の策ではあったが, 中国民衆にとっては到底容認できない投降政策であった」〔〔26〕, 367頁〕という評価がある。

しかし, 後述するように, 冀察政府委員会が北平市・天津市・発行準備委員会天津分会と協力して保管していた現銀は, 日本軍によって上海への輸送を妨害された。にもかかわらず, 中国側銀行は河北省銀行と冀東銀行（冀東防共自治政府の機関銀行）を除いて, いずれの銀行も日本側への現銀引き渡しを拒否したので, 日本側と

- しては、武力で押収することもできず、せいぜい占領地域外に搬出されないように監視する他はなかったという（〔2〕, 19頁）。幣制改革において冀察政務委員会は、当事者がどのような意図をもってそれを行なったにせよ、結果的には現銀の回収・保管という点で重要な役割を果たしたと思われる。
- 26) 『銀行週報』第21巻第2期, 1937年1月19日, (〔6〕, 198頁)。  
27), 28) 注25と同じ。
- 29), 30), 31) 「北平（現在の北京）, 天津, 青島における外資系銀行が保有する, 現銀の回収に関する, 交通銀行の報告」, 『交通銀行30年史稿』第11冊, (〔6〕, 219-220)。
- 32) [9], 156頁。
- 33) [7], 300-301頁。
- 34) 「行政院が国民政府へ送付した書簡, 1937年2月5日」(〔6〕, 202-203頁)。
- 35) 「中国農民銀行の発行および発行準備保管弁法, 1936年3月20日」(〔6〕, 201頁)。
- 36) 南京国民政府の支配力が弱い地域では、幣制改革の実施は遅れた。例えば、広東省では紙幣発行事務と発行準備が、広東省銀行から中央銀行へ移されたのは、やっと1938年1月になってからであった（〔12〕, 80頁）。また陝西省銀行も幣制改革当初は、旧幣と発行準備を中央へ引き渡すことを拒否していた（〔6〕, 221-224頁)。
- 37) 注34と同じ。
- 38), 39), 40), 41) 「1975年8月, 馬克義と洪夢庚に対するインタビューより」(〔6〕, 203頁)。
- 42) 「発行準備管理委員会から財政部へ送付された書簡, 1937年6月10日」『財政部檔』(〔6〕, 205-208頁)。
- 43) 桑野, [2], 6頁。
- 44) 例えば、中国銀行の1931年度営業報告によれば、融資総額のうち商業向け21.79%, 工業向けが10.14%, 同業（金融機関）向けが15.02%, その他2.45%となっており、民間の経済主体に直接融資が行われていた（〔8〕, 2036頁）。中国銀行は1936年度にも民間の経済主体に直接融資を行っていた（〔8〕, 2214-2215）。中国銀行は、政府系発券銀行であった。今日では、中央銀行が、直接、民間の経済主体に貸付を行なうと、必要以上に内外経済に大きな影響を与え、通貨管理上好ましくないという理由から、直接、民間の経済主体に貸付を行っていない。中央銀行は、中央銀行から預金通貨銀行へ融資された現金が、民間の経済主体へ貸付けられる、あるいは受け取られるという経路を通じて現銀を流通させている。このような通貨流通システムを通じて、中央銀行は通貨価値を維持するという観点から、中央銀行券を発行し、通貨管理・金融政策を行なっている。
- 45) 久保氏は1936年11月までに、銀地金の回収額が約5億5000万元（個人・企業一約3億元, 民間銀行一約2億5千万元）, 民間発券銀行11行からの旧幣回収額が約1億4千万元であったと推計されている。（〔13〕, 89頁）。なお、1935年11月から1936

年1月18日にかけての政府系発券銀行の法幣増発額は、以下の通りである。

1936年1月18日	中央・中国・交通3銀行の発行総額	6億7600万424元	— (1)
1935年11月3日	〃	4億2741万4916元	— (2)
(1) — (2)	=	2億4858万5507元	

以上の数字、すなわち1935年11月3日から1936年1月18日にかけての3銀行の発行総額の増加額は、約2億5000万元であった、というものである。この数字は、財政部の統計であるが、わずか2カ月のうちに、通貨が急激に増発されていたことが伺えると思う（〔6〕、235頁）。このことから、旧幣・発行準備の回収が順調に進んでいたのではないかと推測される。

### 参 考 文 献

- 〔1〕 M・フリードマン (1)「ルーズベルトと銀と中国」  
 (2)「補章—中国の銀本位制放棄に関するもう一つの解釈」  
 { M.Friedman, *Money Mischief*, 1992 (斉藤精一郎訳『貨幣の悪戯(いたずら)』三田出版会, 1993年) 所収 }。
- 〔2〕 桑野仁『戦時通貨工作史論』法政大学出版会, 1965年。
- 〔3〕 小林英夫『日本軍政下のアジア—「大東亜共栄圏」と軍票—』岩波新書, 1993年。
- 〔4〕 洪葭管・張継風『近代上海金融市場』上海人民出版社, 1989年。
- 〔5〕 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会, 1994年。
- 〔6〕 中国人民銀行総行参事室編『中華民国貨幣史資料 第二輯』上海人民出版社, 1989年。
- 〔7〕 中国人民銀行上海市分行金融研究室編『金城銀行史料』上海人民出版社, 1983年。
- 〔8〕 中国銀行総行・中国第二歴史档案馆合編『中国銀行行史資料彙編 上編(1912-1949年)』档案出版社, 1991年。
- 〔9〕 『中国金融年鑑 1938年版』1939年。
- 〔10〕 中国人民銀行上海市分行金融研究所編『上海商業儲蓄銀行史料』上海人民出版社, 1985年。
- 〔11〕 野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会, 1981年。
- 〔12〕 平野和由「中国の金融構造と幣制改革」(野沢編〔11〕所収)。
- 〔13〕 久保亨「幣制改革以降の中国経済」(野沢編〔11〕所収)。
- 〔14〕 滝田賢治「ルーズベルト政権と米中銀協定」(野沢編〔11〕所収)。
- 〔15〕 木畑洋一「リース=ロス使節団と英中関係」(野沢編〔11〕所収)。
- 〔16〕 小林英夫「幣制改革をめぐる日本と中国」(野沢編〔11〕所収)。

- [17] 波多野澄雄「幣制改革への動きと日本の対中政策」(野沢編〔11〕所収)。
- [18] 野沢豊・小林英夫「序章」(野沢編〔11〕所収)。
- [19] 中国人民銀行上海市分行編『上海錢莊史料』上海人民出版社, 1961年。
- [20] 中国人民銀行研究所編『美国花旗銀行在華史料』中国金融出版社, 1990年。
- [21] 拙稿「1935年中国の幣制改革について(1) —通貨増発の波及効果をめぐって—」(『高知論叢』第50号, 1994年7月)。
- [22] A・N・Young, *China's Wartime Finance and Currency Inflation 1937-1945* (Cambridge: Harvard University Press, 1965).
- [23] 池尾和人「書評『金融政策の経済学—「日銀理論」の検証—』」(『エコノミスト』1993年10月26日)。
- [24] 相沢幸悦『現代ドイツの金融システム』東洋経済新報社, 1993年。
- [25] 姫田光義ほか共著『中国20世紀史』東京大学出版会, 1993年。
- [26] 姫田光義ほか共著『中国近代史 上巻』東京大学出版会, 1983年。